

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）附則第 33 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第 59 条の規定による改正前の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 24 年 3 月 30 日佐賀市営土地改良事業（ほ場整備）須田地区の計画変更に同意した。

平成 24 年 4 月 13 日

佐賀県知事 古 川 康